

○浦安市みどりの条例

昭和53年 3 月 28 日

条例第21号

(目的)

第 1 条 この条例は、市、市民及び事業者が一体となつて、みどりの創出、育成及び保全を推進することにより、まち全体のみどりの充実及び質の向上を図り、みどりでつながるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) みどり 樹木、いけがき、草花等の植物並びに樹林地、草地、水辺地等の自然的環境を有する土地及び空間をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。

(責務)

第 3 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、市が管理する公園、緑地、道路、学校その他の公共用地の緑化及びその適正な管理に努めるとともに、みどりの保全と緑化の推進に関する総合的な施策を講じなければならない。

2 市民は、自己の所有し、又は管理する土地の緑化及びその適正な管理に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

3 事業者は、良好な環境が確保されるよう自ら緑化及びその適正な管理に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(市、市民及び事業者の連携協力)

第 4 条 市、市民及び事業者は、第 1 条の目的を達成するため、適切な役割分担の下、連携協力を図るものとする。

(調査、研究及び知識の普及)

第 5 条 市長は、みどりの保全と緑化の推進に関し、総合的な調査及び研究を行い、市民等の自主的な緑化活動に資するとともに、知識の普及に努めなければならない。

2 市長は、みどりの保全と緑化の推進に必要な技術的指導及び助言をすることができる。

(市の木及び市の花)

第6条 市の木は「イチョウ」とし、市の花は「ツツジ」とする。

(保存樹木の指定)

第7条 市長は、良好な環境の確保又は美観及び風致を維持するため、別に定める基準により、保存樹木を指定することができる。

2 市長は、前項の指定をするときは、あらかじめ当該保存樹木の所有者（管理者を含む。）の同意を得るものとする。

3 所有者は、保存樹木について、枯死の防止等その保存に努めなければならない。

4 市長は、第1項の規定による保存樹木の指定をしたときは、その所有者に対し、当該樹木の枯死の防止等その保存に関し、必要な助言又は援助をすることができる。

5 何人も保存樹木が大切に保存されるように協力しなければならない。

(指定の解除)

第8条 市長は、保存樹木が滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、その指定を解除するものとする。

2 市長は、公益上その他特別な理由があるときは、保存樹木の指定を解除することができる。

3 所有者は、公益上その他特別な理由があるときは、指定の解除を申請することができる。

(所有者の変更等の場合の届出)

第9条 保存樹木の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 保存樹木が滅失し、又は枯死したときは、所有者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(緑化強調運動)

第10条 市長は、第1条の目的を達成するため、毎年緑化強調月間を定め、各種行事を行うものとする。

(助成)

第 1 1 条 市長は、みどりの保全と緑化の推進のため、次の各号に掲げる事項について、予算の範囲内で必要な助成をすることができる。

- (1) いけがき設置奨励事業
- (2) 保存樹木の維持管理
- (3) その他市長が必要と認めたもの

(委任)

第 1 2 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月20日条例第90号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。